

改正行政手続法のポイント

梅田総合法律事務所 弁護士 川下 清
弁護士 望月康平

▶ POINT

- ① 行政手続法が改正されました。
- ② 誰でも、法令違反の事実がある場合に、その是正のための行政処分等を求める申出をすることができます。
- ③ 法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に中止等を求めることができます。

1 はじめに

平成26年に改正された行政手続法の改正法が平成27年4月1日から施行されます。この主な改正点は次の2点です。

- ① 何人も法令違反の事実を発見すれば、是正のための処分等を求めることができる(第36条の3)。
- ② 法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に中止等を求めることができる(第36条の2)。

2 是正のための処分等を求める申出

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする

権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

条文に明らかなように、

- i 誰でも
- ii 法令違反の事実がある場合
- iii 行政処分等がされていないと思料するとき

に行政処分を求める申出をすることができます。

行政処分というのは、許認可や措置命令など行政行為が広く含まれますから、行政に関わる幅広い関係について申し出ることが可能になります。

例えば、ライバル企業等が違法行為を行っている場合に、これを抑止する手段として用いることができます。

また、廃棄物処理法に違反する事実があれば、一般市民が、当該業者ないし当該処分場等の許可の取消(行政処分)を行うよう申し出たり、違法建築の場合に、工事の停止命令、当該建物の除却、使用禁止などの措置(行政処分)を命じるよう申し出ることができます。

この申出に対して、行政機関は、直接に応答する義務はありませんが、「必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。」という義務規定が置かれています(36条の3第3項)。申出があつたにもかかわらず、調査がなされなかったり、その必要があるのに、行政処分がなされなかったりすると、行政不作為を問うことが可能になると考えられます。

改正法施行後、この申出制度がどのように運用されるのか注目されます。クレーマーによる濫用的な申出も懸念されますが、企業側では従前にもましてコンプライアンスを重視することが求められます。

3 行政指導の中止を求める申出

現行の行政手続法において、行政指導を行う際には、指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないと定められています(35条1項)。

改正法では、これに加えて、行政指導を行う際に、許認可権やこれに基づく行政処分の権限を行使し得ることを示すときは、その相手方に対し、次の事項を示さなければならないと定められました(35条第2項)。

- ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② 前号の条項に規定する要件
- ③ 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

しかも、相手方が求めるときは、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者、そして上記3つの事項を記載した書面を交付しなければならないと定められています(35条第3項)。

そして、行政指導を受けた相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができると定められました(36条の2第1項。弁明や意見陳述の機会が予め与えられていた場合は除かれます)。

従前、法令に根拠のないことが行政指導の名目で事実上強制されるという事態が問題視されていました。行政手続法の制定や今般の改正を経て、行政指導は法令に根拠がなければな

らないこと、法令に適合したものでなければならないこと、しかも、これらを明示して行うべきものであることなどが明確にされてきました。

行政の側においてもコンプライアンスが重視されるようになったといえれば言い過ぎでしょうか。

4 おわりに

本稿では割愛しましたが、行政手続法の改正と同時に、行政不服審査法、国税通則法も改正され、行政不服審査制度においても、手続の客観性、公正性を確保するための改正が行われました。

これらはすべて法の支配する社会を構築していく過程のステップとして位置づけられます。

根拠の不明確な行政指導、違法な行政指導等を受けてお困りの場合や、行政が他社の違法行為を放置していることによってお困りの場合には、お気軽に当事務所にご相談下さい。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは PDF ファイルでメール配信が可能です。各弁護士までお申し出ください。

COLUMN

一般生活や企業活動に大きく関わる基本的な法律の一つとして民法があります。

民法は明治時代に制定されて以降、大きな改正は行われてきませんでした。平成21年に、債権関係に関わる部分の大改正作業が始まりました。そこから約6年の歳月を経て、本年2月10日、法制審議会において「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定されました。同要綱案を基本として、今国会での法改正が予定されています。

従来の考え方、判例・通説を法文化したもの以外にも、大きく考え方が変更された規定もあり、今後の実務にも大きな影響があります。ニュースレターにおいても、今後随時、民法改正に関わるテーマを取り上げていきたいと思っております。

（弁護士 高橋幸平）

梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル 6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>